

大仁フライトエリア フライト規則

2015/04/01

- ① ロープウエー駅舎までの送迎
個人の車はタンポポクラブ駐車場に止め、乗合によりロープウエー駅舎西側下段の駐車場に駐車する。乗合による金銭の授受は行わない。ランディング付近の神島区の畑・水田の路地には車を絶対に駐車しない。
- ② フライト可能日
基本は土、日、祝祭日、休日となる日であるが、平日もフライトは可能である。ロープウエーの運行時間（9：00～16：45）に合わせてフライトする。
- ③ フライト人数
安全の為、最低二名以上の会員でフライトする。一人でフライトし事故があった場合スポーツ安全保険は請求できない。
- ④ テイクオフ
テイクオフの吹き流しは常時取り付けて置く。発生したゴミは各人持ち帰る。煙草の吸い殻の投げ捨て禁止、吸い殻は各自持ち帰る。火の始末を必ず行う。
- ⑤ ランディング
ランディングは所定の場所（指定着陸地）に降り、民家の上で高度処理を絶対に行わない。また、ランディング付近の民家の上空を50メートル以下の低空で通過しない。最初のフライト者が吹き流しを設置し、最後のフライト者が吹き流しを倉庫に片づける。
【ランディング常設器具】
入下山ノート、日よけテント、椅子、テーブル、ナイフ、救急箱、浮き輪、刈払い機、乗用草刈り機、その他
- ⑥ フライト禁止空域
ロープウエー山頂駅上空・ロープウエーのケーブル上空・高速道路上空+100m以下はいかなる場合においてもフライトしてはならない。順天堂病院のヘリポート周辺・空域はフライト禁止とする。（詳細は倉庫内禁止空域解説図を参照）
- ⑦ アウトランディング
アウトランディングとは、指定着陸地以外に降ろす事を言う。（XCフライトは除く）アウトランディングの罰則は特に設けないが、私有地に降りた場合、降りた本人が地主を探し速やかに本人と会長もしくは地元フライヤーと同伴で挨拶に行く。発生した損害は、損害を起こしたフライヤーが責任を持って賠償する事。（高額の場合は加入しているスポーツ安全保険の第三車賠償責任保険を請求することができる）

⑧ クロスカントリー(XC フライト)

クロスカントリーは自由に行なう事が出来る。但し、クロスカントリーを行なう場合には、大仁エリアを離脱する前に XC に出かける事を必ず報告し、なるべく途中途中で会員と連絡をとり、行き先、到着の場所を報告しなければならない。(パイロットの技能証は問わない)

⑨ フライトの個人責任

大仁フライトエリアで発生した事故、その他のトラブル等は、一切、クラブに責任を転嫁しない事。事故、賠償責任については、クラブで全員加入するスポーツ安全保険(年会費 1850 円)をよく理解し、保険を請求することができる。

タンポポクラブ 入会案内

1996/6/10 作成
代表 寺戸慶太

2015/04/01 改定
代表 小林則雄

《内容》

1. 会の目的
2. 入会
3. 会員の構成

1. 会の目的

パラグライダー愛好者が自由に、楽しくフライトするエリアを提供し、会員の自主独立を尊重し、営業を目的としない大仁フライトエリアクラブを運営する。クラブ員から年会費を集め、将来にわたり、大仁エリアでフライトができる様に運営・管理を行う。また、年会費の一部からスポーツ安全保険に加入し、会員の事故、損害賠償責任に備えている。地元の協力があってのクラブの存在であり、地元の催し事に要請があれば積極的に参加する。

2. 入会

2-1 募集

入会希望者は、入会申込書に必要事項の記入、誓約書に署名捺印（もしくはサインのみ）をし、会長に入会金を添えて提出。クラブで受領後、クラブから会員証を発行する。2年目以降の会員継続については、指定期間までの入会金支払いのみで自動的に継続される。

① 特別枠

- 1) 天嶺山エリア管理者正木さん
今後エリア開発のアドバイスとエリア間の相互協力を行う為に会員枠に含める。
ただし、将来的に、当クラブの会長には、選出されない。

2-2 運営期間

毎年度4月から翌年3月までの1年間。各年度末には会計報告を行う。

2-3 入会資格

会員：入会時JHF登録が有効であり、パイロット証保持者。

2-4 会費、期間、ビジターフィー

①会費

入会金： 5,000円
会費： 6,000円/年
家族会員入会金：2,500円
家族会員会費： 3,000円/年

②期間

期間は4月から、翌年3月までの1年間。
期間の途中で退会しても会費は返金しない。
期間の途中より入会する場合は、残存期間を考慮し年会費を調整する。

③ビジターフィー

ビジターフィー：1,000円
受付が完了し、フライトできない場合には、ビジターフィーは返却する
タンデムパッセンジャー：1,000円 但し営利を目的としない。
会員によるタンデムは無料。

3. 会員の構成

当会の会員構成は以下のとおり。

大仁フライトエリア タンポポクラブ

- ・会長（1名）
- ・会員（約50名 年により変動）
- ・特別会員（1名）

3-1. 会長

任期は最短1年とし本人の退任の希望がない限り自動的に次年度の会長となる。
また次年度の会長を指名する権限が有り、会員総数の2/3以上の承認を得られれば
指名された会員が次期年度の会長を務める。

会長責務：1. 会の維持（ルール等の決定）・管理
2. 地元住民との対応
3. テイクオフ地主との交渉
4. 関係行政機関との交渉
5. 盆暮れ、年始の挨拶
6. 行事の提案
7. 次期会長の指名
8. エリア整備の計画、実施
9. 河川使用一時届け出申請
10. スポーツ安全保険の加入、事故届け出

3-2. 会員

大仁フライトエリアを会員自身の責任においてフライトする権利を有する。

会員責務：

1. テイクオフ、ランディングの清掃、片づけ、草刈り、整備
2. 当エリアでの開催行事のサポート
 - ・アウトラン者が出た場合、事故の場合、その対応。
 - ・フライト時間帯、ランディングにて、風の強さ、方向を必要に応じテイクオフのパイロットに知らせる。
 - ・フライトの監視
 - ・ビジターフライヤーの受付。(必要事項の記入、料金徴収)
 - ・パイロットの送迎。
 - ・エアリアルールを守る。

3-3. ビジター

ビジターは会員の紹介で会員と共にフライトする。会員の紹介を得ることができない場合、事前に会長の承諾を得る。会員の紹介、会長の承諾なしのフライトは禁ずる。